

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（食品循環資源の再生利用等の実施の原則）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 食品関連事業者は、次に定めるところにより、食品循環資源の再生利用等を実施するものとする。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとつて有効であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 食品循環資源の全部又は一部のうち、再生利用を実施することができるものについては、特定肥飼料等の需給状況を勘案して、可能な限り再生利用を実施すること。この場合において、飼料の原材料として利用することができるものについては可能な限り飼料の原材料として利用し、飼料の原材料として利用することができないものであつて肥料の原材料として利用することができるものについては可能な限り肥料の原材料として利用すること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>（再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 食品関連事業者は、第一項の場合において飼料の製造を行うときは、その製造する飼料について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）並びにこれら</p>	<p>（食品循環資源の再生利用等の実施の原則）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 食品関連事業者は、次に定めるところにより、食品循環資源の再生利用等を実施するものとする。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとつて有効であると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 食品循環資源の全部又は一部のうち、再生利用を実施することができるものについては、特定肥飼料等の需給状況を勘案して、可能な限り再生利用を実施すること。この場合において、飼料の原材料として利用することができるものについては、可能な限り飼料の原材料として利用すること。</p> <p>三・四（略）</p> <p>（再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 食品関連事業者は、第一項の場合において飼料の製造を行うときは、その製造する飼料について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）及びこれに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させるものとする。</p>

に基づく命令により定められた基準及び規格に適合させるものとする。

4  
(略)

4  
(略)